

令和5年度石央商工会女性部通常総会

4月26日(水)に石央商工会女性部第17期通常総会が、旭町の浜田市旭支所で開催されました。5支部より21名の出席があり、すべての議案が可決承認されました。

総会終了後は、浜田警察署生活安全課係長の長藤陽一さんに特殊詐欺被害防止について講演していただきました。実例を交えたお話しに質問も多く飛び交い、熱心に耳を傾けておられました。



令和5年度石央商工会青年部通常総会

4月22日(土)千畳苑にて令和5年度通常総会を開催し、すべての議案が原案どおり承認されました。今年度は役員改選が行われ、佐々木新部長のもと、3年振りに開催予定の「石見のまんなか神楽市」など様々な活動を通し、自社の経営力向上と地域発展に尽くすことを誓いました。



また総会後には懇親会を行い部員相互の親睦を図りました。

部長	国府	佐々木 誠治
副部長	国府	府川 要之
"	旭	高田 英行
"	金城	江木 優介
"	三隅	加納 雅之
常任委員	国府	寺本 浩一
"	三隅	西田 勝
監事	金城	岡本 真司
"	旭	福井 滉

～「事業継続力強化計画」策定支援についてご案内～

事業継続力強化計画とは、防災・減災の事前対策計画です。

近年、自然災害や感染症被害などにより、事業継続が困難になるリスクが高まっています。万が一、災害や感染症が発生した場合でも、被害を最小限に抑え、事業を継続できるように、まずはどのようなリスクに備える必要があるのかを「知り」、事前に「対策を検討する」ことが重要です。

明日起きるかもしれないリスクに対して、事業継続力強化計画を策定しませんか？商工会では、事業継続力強化計画の策定支援やセミナー開催を予定しています。興味のある事業者様は、各商工会本支所へお問い合わせください。

※下記 URL から事業継続力強化に関するパンフレットのダウンロードもできます。

<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/support/>



～源泉税個別相談会のお知らせ～

納期特例適用事業者の源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限は **7月10日(月)** です。

納付書の記入方法等について個別相談会を実施します。本所・各支所 **7月3日(月)～7月10日(月)**

【ご持参いただくもの】

- 1月～6月の支払済み給与等が記載された書類
※(源泉徴収簿・給与台帳等)
- 扶養控除異動申告書・配偶者控除等申告書
- 源泉所得税の納付書(1月納付済分・7月納付分)



お問い合わせについて
お気軽に石央商工会まで!



<もくじ>

- 1 通常総代会
- 2 会員紹介
会費・労働保険納入
景況調査報告
職員コラム
- 3 経営支援事例
イベント情報
- 4 女性部・青年部総会
事業継続力強化計画
源泉税個別相談会



浜田のモノを買おう！
浜田を応援しよう！

石央商工会 ウェブサイトが リニューアル しました！

石央商工会

本年5月8日より、石央商工会ホームページを全面リニューアルしました。補助金の公募情報や経営支援メニュー情報をはじめ、具体的な支援事例の紹介などが新たに加わりました！そのほか、イベントカレンダーやリクルートページなど今後も新機能が追加される予定です。ぜひご覧ください。



石央商工会だより

2023年6月発行

令和5年度石央商工会通常総代会を開催しました



5月18日(木)、令和5年度通常総代会が金城町みどり会館で開催されました。議案審議に先立ち、田中会長より「新型コロナが5類に移行されたことにより感染の再拡大の懸念はあるが、行動制限等がなくなるため観光業を中心に地域産業の再生が期待される。会員の置かれている事業環境はエネルギーコストの高騰など厳しい状況が続いているが、商工会は商工会の出来ることを着実に実施していく。」との挨拶がありました。

今年度の事業概要は、現在の事業環境や組織の状況を見据えて以下のとおりです。詳細は総代会資料をご覧ください。

- (1) 「事業環境変化対応型支援事業」による事業者支援
- (2) 事業承継の推進
- (3) 経営力向上に向けたデジタル技術活用促進
- (4) 企業実態に即したリスク管理対策の支援
- (5) 記帳継続指導による経営維持・発展に資する業務の推進
- (6) 経営改善普及事業・経営発達支援事業の実施
- (7) 会員事業所の広告宣伝の支援
- (8) 特産品 PR 及び販路開拓支援
- (9) 活力ある地域づくりの支援
- (10) 会員の方々の声を反映した商工会事業等の実施
- (11) 青年部・女性部事業の推進
- (12) 商工会組織率の向上、共済の推進

今回は役員の補充選任があり、次の方が新たに理事に就任されました。

所属	お名前	事業所名
国府	江川 敏雅 様	江川電気管理事務所
青年部	佐々木 誠治 様	佐々木建築

会員紹介



商工会だよりへ掲載希望の事業者の方は
本所・支所へお問い合わせください！

募集中!



【三隅地区】 一棟貸古民家 小倉屋



地域おこし協力隊として活動されていた齋藤慎介さんが、三隅町の福浦地区で古民家を改修し、宿泊施設を開業されました。有名デザイナーによる内装は、木や土の温かみを残しながらも非日常感を味わえるものに。海を望む立地で、これからの季節に家族で過ごすには最適ではないでしょうか。マリンスポーツやものづくり体験といった旅行メニューの提供も予定されているとのこと。

詳しくは
公式サイトにて→



【国府地区】 オリーブの木鍼灸マッサージ治療院



千葉県で13年治療院を経営した後、令和4年浜田市へのIターンをきっかけに、浜田市宇野町で開業しました。様々な視点や角度から最適な施術法や健康法を提案する「オーダーメイド施術」により身体と心にアプローチして痛みや悩みを改善していきます。ダメもとで来られる方からも喜びの声を頂いておりますので、是非一度当院へいらしてください。

午前 9:00~12:00
午後 14:00~19:00
定休日：日曜・祝日木曜日
TEL:0855-25-6150
院長 梶原健太郎

経営支援事例のご紹介

石中央商工会がご支援させて頂いた経営支援事例を今月号より掲載します。

「経営について色々とお話したいけど…」とお思いの方に、補助金申請事例や記帳相談事例をご紹介します。

活用した事業所
便利屋ヒラタ 代表 平田 政美さん
(便利屋業、農業)

活用した支援制度
「浜田市活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金」

事業テーマ 餅製造・販売を行う上での設備導入



平田 政美 さん

商品化に向けて親身になって相談に乗ってくれました。補助金申請自体初めての経験でしたが、自分の考えを整理して頂いたことで納得する計画を作成することができました。

【支援担当者より】

自家製杵つき餅の商品化へ向けて相談を受ける中、**出荷する商品の品質維持向上を図ることが課題**でした。その課題を解決するため、事業者より真空包装機の導入を検討したいとの相談を受けたため、浜田市活力あるもの・ひとづくり支援事業補助金の申請を提案させて頂きました。申請書類の作成から採択後のフォローアップを支援し、冬場の需要期に向けて2人3脚で取り組みました。

年末・年始用のお餅から、節分用のお餅セットの販売も良好で、設備導入の効果を平田さんと共に実感した事例でした。



【導入した真空包装機】

令和5年度商工会費・労働保険納入について

●商工会費

口座振替日・口座への振り込み期限はいずれも

6月20日(火)

●労働保険(事務組合加入の事業所)

口座振替日・口座への振り込み期限はいずれも

7月25日(火)

※振替日の前日までに、預貯金残高のご確認をお願いします！

～石中央商工会第4四半期景況調査報告～

石中央商工会会員事業所110社の調査結果と全国・島根県の調査結果の比較です。石中央管内の1月～3月の実績は、製造業が「やや好転」で製造業以外は「やや悪化」となりました。4月～6月の見通しは、建設業が「やや好転」で製造業とサービス業は「やや悪化」ですが小売業は「悪化」となりました。全国では小売業が「悪化」で他の業種は「やや悪化」となっています。島根県では建設業が実績、見通しともに「やや好転」となりました。(令和5年1月～3月調査)

業種	製造業			建設業			小売業			サービス業		
	島根県	石中央	全国	島根県	石中央	全国	島根県	石中央	全国	島根県	石中央	全国
1月～3月	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁
4月～6月見通し	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☁

	特に好転	好転	やや好転	やや悪化	悪化	特に悪化
表示	☀	☁	☁	☁	☁	☁
D. I. 値	50.1 ～ 100.0	25.1 ～ 50.0	0.1 ～ 25.0	0.0 ～ △25.0	△25.1 ～ △50.0	△50.1 ～ △100.0

職員コラム

うちの4才の娘は怖い。私の足に物を落としても、謝りもせずそこに足を置いている方が悪いという。しかし立ち振る舞いがとても上手だ。兄が怒られる姿をみて自分は怒られまいと学習している。

ある日、机の上に娘のがって陽気に歌を歌っていた。それをみた旦那が「机の上ののったらダメだよ！」と注意。すぐに机から降りて旦那の元へ駆け寄り、耳で「教えてくれてありがとう」と囁いた。謝るわけでも、言い訳するでもなく、肯定的に捉える。「この娘、なかなかやるな！」と我が子ながら感心した。

ちゃんと謝れる人になってほしいと思いつつも、咄嗟の一言、言動で機転の利く人になってほしい。うちの4才の娘は怖い…が憎めない。(E.T)

インボイス制度実施後の

「免税事業者」との取引にご注意を！

取引上優越した地位にある事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者へ転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、**独占禁止法上問題**となるおそれがあります。また、下請法上の親事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者である下請事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者へ転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、**下請法上問題**となるおそれがあります。

【事例3】
○ 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。
○ その際、「インボイス事業者にならないければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。

① 要請文書発行
取引先A(免税事業者)から取引先B(免税事業者)へ「うちが免税事業者との取引が多いし、とりあえず、課税事業者になってもらおう」という要請文書が発行された。

② 要請文書には…
「インボイス事業者にならないければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文言が記載されている。

③ 価格交渉(免税事業者のままのAさんの場合)
取引先A(免税事業者)から取引先B(免税事業者)へ「免税事業者のままでも、価格を据え置いてもらえませんか…?」と交渉したが、「免税のままなら10%価格を引き下げます! それがいやなら今後の取引は考えさせていただきます。」と返答された。

④ 価格交渉(課税転換するBさんの場合)
取引先A(免税事業者)から取引先B(課税事業者)へ「取引を切られるのは困る…! 課税事業者になります!」と交渉したが、「ありがとうございます。では、今まで通りの金額をお願いします。課税転換するのに、価格交渉もさせてください。」と返答された。

➤それ、**独占禁止法上問題**となるおそれがあります!
課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、課税事業者にならないければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなど一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、課税事業者となる際に、価格交渉の場において**明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

【第17回なんつと舞いんさる! ほーほーこい祭り】

ほたるの名所・浜田市旭町市木で久しぶりにほたる祭りが開催されます! ほたる博士のほたる談義や石見神楽などのステージイベントの他、地元有志によるバザーも多数出展予定です! 皆様、6月17日(土曜日)は旭町市木ふれあい広場(旧市木小学校)へお越しいただき、ほたるの舞いと神楽やバザーをお楽しみください!

無料バスも運行します!

- ・バスの申し込みは『イワミツアー山陰支店』TEL:0855-24-2500
- ・主催お問い合わせ『市木まちづくりセンター』TEL:0855-47-0077

